平成２９年（フ）第６５号
福井県吉田郡永平寺町松岡芝原１丁目32番地
破産者　伊井　雄二
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７０号
福井県坂井市三国町山王２丁目10番15号
破産者　嶋田　裕己
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７９号
福井県吉田郡永平寺町松岡春日３丁目35番地２
破産者　中村　正和
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８６号
福井県丹生郡越前町気比庄第１号15番地５、旧住所福井市和田東１丁目1431　ヴァルムハウス　Ⅱ　202号室
破産者　木田　祐子
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９０号
福井市御幸１丁目９番３号　クレスト城勝303号
破産者　坂井　亨弘
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９３号
福井市田原２丁目１番５号
破産者　**西**川　　昇
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６４号
長野県小諸市南町１丁目１番13号　グランパーク南町503、申立時の住所長野県小諸市丙455番地１　市住783号
破産者　佐藤　　学
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第４号
長野県須坂市大字野辺875番地
破産者　冨澤　雄三
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第５２７号
愛知県津島市愛宕町７丁目１番地１　グランドール愛宕201号
破産者　小笠原美代子
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５８５号
名古屋市名東区大針２丁目212番地　ロイヤルコート303号、従前の住所愛知県清須市桃栄２丁目193番地　ロイヤルハイツ須ヶ口201
破産者　磯崎小百合（旧姓坂本）
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６６６号
愛知県津島市鹿伏兎町下春日台16番地16
破産者　山田　耕嗣
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７０号
名古屋市北区中味鋺２丁目509番地　サンクレストＫ　Ｂ１号、従前の住所名古屋市北区福徳町５丁目51番地　ドエルＩＭＫ　Ａ１号
破産者　コーヒーハウス　イヴ、ネイルサロン　Ｍａｔｓｕｍｕｒａこと　松村美智枝
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４６２号
名古屋市中川区中島新町４丁目604番地の１アークステージⅠ101号、従前の住所名古屋市中川区月島町10番10号
破産者　田端　康介
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７４号
愛知県瀬戸市深川町50番地、住民票上の住所愛知県瀬戸市穴田町662番地
破産者　トータルサポートリップルこと　長尾　武典
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８６０号
大阪府八尾市八尾木東１―51　尾原匡方、住民票上の住所奈良県北葛城郡広陵町馬見北７丁目４番４－１号
破産者　則藤　泰輔
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１１号
神戸市中央区中町通４丁目１番13号　メゾン中町502
破産者　古賀　紀子
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９６号
熊本市東区長嶺南１丁目６番15―102号、前住所熊本市東区東本町21番１―912号
破産者　田﨑　恵行
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1362番地12
破産者　市原　静子
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係